

川崎シンフォニーホール改修設計業務委託 プロポーザル説明書

令和8年1月

1 目的

平成 16 年に開館し、開館 20 年を迎えた川崎シンフォニーホール（愛称：ミューザ川崎シンフォニーホール）について、世界水準の優れた音響性能を確保し、今後も国際的評価の高いホールとしての地位を維持できるよう、大規模改修を計画しています。

このため、令和 7 年度に「川崎シンフォニーホール改修計画」（以下「改修計画」という。）を策定しました。

本説明書は、改修計画に基づいた改修設計業務委託に向けて、簡易公募型プロポーザルにより、提案者の知識、技能、経験等を踏まえ、本業務に最も適した者を特定（以下「特定」という。）するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の内容 別紙 1 業務説明資料のとおり

3 スケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザルの公告についての予告 (市ホームページ掲載及びメール)	令和 8 年 1 月 21 日（水）～
プロポーザルの公告及び説明書等の配布 (市ホームページ掲載及びメール)	令和 8 年 2 月 18 日（水）～
プロポーザル参加意向申出書 及び質問受付	公告日～2 月 26 日（木）正午まで
参加資格確認結果通知 (技術提案書の提出要請) 質問への回答	令和 8 年 3 月 4 日（水）
技術提案書等の提出	令和 8 年 3 月 17 日（火）正午まで
提案内容説明等の出席要請 (一次審査結果通知)	令和 8 年 3 月 18 日（水） (一次審査を行った場合は 3 月 19 日（木）)
提案内容説明、質疑応答、審査	令和 8 年 3 月 25 日（水）
結果通知公表（市ホームページ掲載）※	令和 8 年 4 月 2 日（木）頃

※川崎市情報公開条例に基づき、公にすることにより、審査関連事務の公正又は適正な執行を妨げるおそれがある情報については、一部非公表とする場合があります。

4 参加資格要件

技術提案書の提案者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

- (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 7、8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（建築設計）・種目（意匠設計）に登録されている者。
- (4) 過去 10 年間において、劇場や大ホール等大規模集客施設（床面積 10,000 m² 以上）の新築・改築・改修いずれかの設計実績を有すること（竣工済みのもの、改修は床面積の概ね過半以上を対象とするものに限る）。
- (5) 次に示す技術者を配置できること。

技術者名	要件
管理技術者	<ul style="list-style-type: none">・建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士として、建築士法施行規則第 1 条の 2 に規定する実務経験を 10 年以上有する者・参加意向申出者の組織に所属していること・劇場や大ホール等の大規模集客施設の新築・改築・改修の設計に関する実績を有すること（竣工済みのもの、改修は床面積の概ね過半以上を対象とするものに限る）
意匠 主任技術者	<ul style="list-style-type: none">・建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第 1 条の 2 に規定する実務経験を 5 年以上有する者・参加意向申出者の組織に所属していること

構造 主任技術者	・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を5年以上有する者
電気設備 主任技術者	・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（実務経験5年以上）、若しくは、本委託対象と同等以上の設計に関する実績を有する者、又は同程度の能力のある者（実務経験10年以上） ・劇場や大ホール等の新築・改築・改修の設計に関する実績を有すること（竣工済みのもの、改修は床面積の概ね過半以上を対象とするものに限る）
機械設備 主任技術者	・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士 ・劇場や大ホール等の新築・改築・改修の設計に関する実績を有すること（竣工済みのもの、改修は床面積の概ね過半以上を対象とするものに限る）（実務経験5年以上）
積算 主任技術者	・劇場や大ホール等の新築・改築・改修における工事費算出の実績を有すること（竣工済みのもの、改修は床面積の概ね過半以上を対象とするものに限る）（実務経験5年以上）

5 提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類		提出部数 (紙の場合)
1	プロポーザル参加意向申出書	様式1 1部
2	質問書	様式2 1部
3	応募者及び管理技術者の資格要件	様式3 1部
4	技術者一覧	様式4 1部
5	技術提案書	様式5 1部
6	主要実績の詳細、設計業務の実施方針	様式6 12部
7	課題に対する技術提案	様式7 12部

(2) 提出先（事務局）

担当部署	川崎市まちづくり局施設整備部施設設計画課
所在	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号	044-200-2965（直通）
FAX	044-200-3971
電子メール	50sisetu@city.kawasaki.jp

(3) 提出期限　書類1から4　公告日～2月26日（木）正午まで
書類5から7　令和8年3月17日（火）正午まで
※参加資格の確認ができた者に限る。

(4) 提出方法　原則としてPDFデータで電子メール又はCD-ROMにより提出ください。
なお、PDFは印刷できるようにしてください。
紙の場合は持参又は書留郵便（期限必着）により提出ください。
※連絡担当者として記載したアドレスから送付してください。

6 通知等の方法

市からの連絡は、原則として事務局からの電子メールによるものとし、参加意向申出書に記載された連絡担当者アドレスへ送付します。

なお、提出いただいた書類に対して質問、連絡を隨時行なうことがありますのでご協力ください。

7 提出書類の作成方法

文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。ただし、枠の大きさは適宜調整してかまいません。

(1) 応募者及び管理技術者の資格要件（様式3）

- ア （様式3）をフォーマットとし、A4用紙縦使いで1枚とします。
- イ 業務実績は、管理技術者に資格要件として求める業務実績を1件以上記載してください。（1件だけでも構いません）

(2) 技術者一覧（様式4）

- ア 氏名、4(5)に示す要件を満たす保有資格等及び実務経験年数を記載してください。
- イ 業務実績は本計画類似の実績を優先して記載してください。なお、4(5)に示す要件がある技術者は当該要件を満たす実績を一つ以上記載してください。また、完了済みの業務を記載してください。
- ウ 意匠担当主任技術者の業務実績は参加意向申出者の組織において関わったものを記載してください。
- エ 令和8年2月18日現在における手持ちの設計業務を記載してください。（特定後未契約のものも含む、設計意図伝達業務は除く。）

(3) 主要実績詳細及び設計業務の実施方針（様式6）

- ア （様式6）をフォーマットとし、A4用紙縦使いで1枚とします。
- イ 主要実績詳細は、4(4), (5)で資格要件として求める業務実績及びその他の設計実績について、写真（外観・内観）等を添付し、業務の技術的特徴（設計コンセプト等）を文章により簡潔かつ具体的に記述してください。（管理技術者に資格要件として求める業務実績だけでも構いません）
- ウ 設計業務の実施方針については、本プロポーザルの目的を十分理解した上で、以下の3つのポイントに関して、文章により簡潔に記載することとします。なお、写真やイメージ図等の使用は不可とします。
(提案のポイント)
 - ・本業務を実施するために組織している取組体制の特徴や配慮事項
 - ・本業務を実施するために想定している作業スケジュール
 - ・コスト管理に対する考え方（予定工事費を守るための方策等）

(4) 課題に対する技術提案（様式7）

- ア （様式7）をフォーマットとし、課題1, 2それぞれA3用紙横使いで1枚（計2枚提出）とします。
- イ 次の課題に関する提案を記載してください。

課題1：「選ばれる施設」であり続けるための改修 ～使いやすさと景観・美観の向上～

本市では、CO₂排出削減やカーボンニュートラルへの貢献、施設の質的向上に寄与すること等を目的として木材利用を推進しており、また、時代に合わせた高いレベルのバリアフリー性能が要求されています。

そこで、日常と非日常の空間であるホールの境界にあり、気持ちを切り替えて高揚させて、鑑賞後は余韻を楽しむスペースである音楽ホールのロビー・ホワイエ、地域に開かれたスペースである歓喜の広場について、効果的・印象的な木材利用と時代に適応した更なるバリアフリー性能向上等により、より質の高い空間とする改修について、具体的に提案してください。

課題2：基本的な施設・設備及び音響性能を維持するための改修

本計画では施設の経年劣化に適切に対応し、安全・安心な施設であり続けることを目的としています。特に音楽ホールについては現行の音響性能を保ち、施設の不具合による海外オーケストラ公演の中止に伴う訴訟等のリスクを回避するために、予防保全的に施設・設備（主に空調機器）を改修し、現状のホール空間を健全な状態で維持していく必要があります。

そこで、応募者の業務実績より得た経験を踏まえて、

- ① 「現行の音響性能の維持」を達成するための音響設計に最適と思われるプロセスもあわせて、音響設計体制等について具体的に提案してください。

なお、業務期間中に「音響性能の維持」について、有識者・専門家等からの客観的評価を求め、設計に反映し、現況の音響性能を維持していくためのプロセスを提案してください。

- ② 「大規模集客施設の予防保全的な施設・設備改修」について、これまでの実験を記入のうえ、応募者の業務実績より得た経験より想定される課題を1点以上挙げていただき、解決方法を具体的に提案してください。

ウ 表現方法は文章を基本とします。また、文章を補完するための最小限の写真あるいはイメージ図、イラスト等の使用は可とします。

エ イメージ図等に挿入する文字は6ポイント以上とすることができます。

オ 多色刷りを可とします。

カ 提案者を推測させる情報（氏名、名称、住所、ロゴマーク、過去実績の件名等）は記載しないでください。

8 書類審査

(1) プロポーザル選定委員会

技術提案書に関する審議及び最優秀者の特定は、次に示す委員会で行います。

名 称	川崎シンフォニーホール改修設計業務委託プロポーザル選定委員会					
委 員	委員長	まちづくり局施設整備部長				
	副委員長	まちづくり局施設整備部川崎病院再編担当課長				
	委 員	まちづくり局施設整備部機械設備担当課長				
	委 員	まちづくり局施設整備部電気設備担当課長				
	委 員	市民文化局市民生活部企画課施設調整担当課長				
	委 員	市民文化局市民文化振興室音楽のまち推進担当課長				

(2) 特定方針

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

一次審査は、技術提案書を提出した参加者が3者を超えた場合に行うものとし、技術提案書により評価し、上位3者を選定します。

二次審査は、提案者（一次審査がある場合は、一次審査で選定された提案者）による提案内容の説明及びプロポーザル選定委員からの質疑応答を行い、最優秀者及び優秀者を特定します。

審査基準は「別紙2 簡易公募型プロポーザル技術提案書評価基準」のとおり。

9 その他

(1) 技術提案書の作成及び提出等に係る費用は参加意向申出者の負担とします。

(2) 無効となる技術提案書、失格となる提案者

ア 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 本書に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適

- 合しないもの。
- ウ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- キ 本プロポーザル方式による設計者選定に関して選定委員会との接触があった者。

(3) 特定結果の通知

特定結果は事務局から電子メールにて通知します。なお、特定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではありません。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 技術提案書の取扱い

本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しません。また、川崎市は、この書類を保存、記録及び公表する権利を有するものとし、使用料等は無償とします。

(7) その他

- ア 技術提案書に記載した管理技術者及び担当技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- イ 技術提案書の作成のために川崎市において作成された資料は、川崎市の了解なく公表、使用することはできません。
- ウ 本プロポーザルは、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- エ 技術提案書の提出は、1社につき1案のみとします。
- オ 参加意向申出者が一同に会する説明会及び現地説明会は開催しません。なお、独自に現地調査を行う場合は、近隣住民及び施設利用者等に迷惑がかかるないよう十分分配慮してください。
- カ 川崎市は、特定された提案者と、後日、当該業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- キ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行います。
- ク 概算業務価格（上限）は約490,000千円（税込）を予定しています。（令和8年第1回川崎市議会定例会にて予算案の議決が条件となります）
- ケ 想定概算事業費は約9,500,000～10,500,000千円（税込）（工事費のほか設計費など所要経費を含む）を予定しています。なお、想定概算事業費は、今後の予算編成の動向等により削減される場合があります。

業務説明資料

本説明書に記載した内容は、基本的に本プロポーザル方式による設計者選定のみの設定条件であるため、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 川崎シンフォニーホール改修設計業務委託
- 2 趣旨・目的 令和7年度に策定された「川崎シンフォニーホール改修計画」に基づき、川崎シンフォニーホールの改修について設計するにあたり、簡易プロポーザル方式により技術提案を求め、「使いやすさと景観・美観の向上」、「基本的な施設・設備及び音響性能を維持すること」について審査することにより、優れた設計事務所を選定するものとします。
- 3 履行期限 契約の日から令和9年6月30日まで
- 4 履行場所 川崎市幸区大宮町1310番地
- 5 業務概要
- ・川崎シンフォニーホール改修設計 一式
 - ・行政手続き等 一式
 - ・川崎シンフォニーホール改修に関する府外関係者との協議・調整に対する技術的支援（資料提供、助言・提案等） 一式
- 6 条件・仕様
- (1) 地域地区の指定
市街化区域、商業地域（建ぺい率：80%、容積率：700%）、川崎駅西口第1地区高度利用地区、川崎駅西口大宮町地区地区計画、防火地域
 - (2) 周辺の状況
計画地は、JR川崎駅の西約550mに位置し、ミューザ川崎はオフィスビルであるセントラルタワーと文化・商業施設であるシンフォニーホール及びショッピングゾーンなどで構成されており、JR川崎駅とペデストリアンデッキで接続しています。敷地周辺は平坦で、北側が都市計画道路川崎町田線（幅員約32m、歩道あり）、西側が市道大宮町202号線（幅員約26m、歩道あり）に接しています。
周囲は、ラゾーナ川崎プラザや川崎ルフロンなどの商業施設や川崎日航ホテルやホテルメトロポリタン川崎などの宿泊施設があります。
 - (3) 敷地面積
計画敷地 約10,669.34m²
 - (4) 敷地の状況
敷地北側は道路を挟んでラゾーナ川崎東芝ビル、東側は川崎駅西口駅前広場に隣接します。東側は事務所、共同住宅等があり、南側はKAWASAKI DELTA、ホテルメトロポリタン川崎となっています。
 - (5) 建物規模及び構造
主要構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造

地上 27 階地下 2 階（ホール棟は地上 8 階）
延べ面積 114,344.46 m²
17,243.96 m²（ホール棟の対象面積）
設備概要 電気・通信設備、給排水衛生設備、空気調和設備、
昇降機設備、消火設備等

（6）施設機能

「音楽の鑑賞の機会の提供、音楽活動の振興等を図り、もって市民文化の発展に寄与するため」に平成 16 年に設置されました。開館 20 年を迎える施設の経年劣化による不具合の解消を図るとともに、社会的な要請に応じた機能・性能劣化への対応を行います。詳細は、「川崎シンフォニーホールの大規模改修に向けた取組について」（改修計画）、「川崎シンフォニーホール改修計画詳細資料」によります。

7 事業工程（予定）

～令和 9 年 6 月	設計業務期間
令和 9 年 12 月 ～令和 11 年度	工事期間

8 参考資料

- （1）「川崎シンフォニーホールの大規模改修に向けた取組について」（改修計画）
川崎市インターネットホームページより取得してください。
<https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000001/1388/torikumi.pdf>
- （2）「川崎シンフォニーホール改修計画詳細資料」
参加資格確認結果通知書を交付する際、併せて上記資料のデータを配布いたします。
ただし、同通知書の交付前の配布を希望する場合は、事前連絡後に配布いたします。

簡易公募型プロポーザル技術提案書評価基準

1 一次審査について（書類審査）

提案者が3者を超える場合は、各プロポーザル選定委員による投票にて、二次審査対象者を3者選定する。

2 二次審査について（提案内容説明、質疑応答、書類審査）

各提案者（一次審査がある場合は、一次審査で選定された提案者）に対し、提案内容の説明を求め（10分程度）、委員による質疑応答（10分程度）を行ったうえ、技術提案書の「課題に対する提案」における提案内容群について、以下の評価の視点により、2次審査を行う。

表1 評価項目

	評価項目	評価の視点
提案内容群	業務の実施方針・手法	・業務実施方針の妥当性
		・業務実施手法の妥当性
	課題1に対する提案	◎提案の的確性・実現性
		・提案の独創性
	課題2に対する提案	◎提案の的確性・実現性
		・提案の独創性

※ ◎は、特に重視する項目を示す。

※ 上記提案事項以外の提案内容については、記載内容に応じて適宜採点を行う。

3 評価方法

(1) 一次審査

- ア 各プロポーザル選定委員の持ち分3票を投票する（1提案者につき1票）。
- イ 得票数の多い順に3者選定するものとし、得票数が同数だった場合は委員長の採択による。

(2) 二次審査

- ア 各プロポーザル選定委員による評価にて、最優秀者及び優秀者を特定する。
- イ 各プロポーザル選定委員は、評価の高い順に1位から3位まで3者を選定する。
- ウ 1位（3点）、2位（2点）、3位（1点）とし、各プロポーザル選定委員の評価の合計を、各提案者の評価点とする。
- エ 評価点が同点となった場合は、出席した選定委員の多数決により過半をもって特定する。多数決の結果、同数だった場合は委員長の採択をもって特定する。